

福井県報

第 333 号
令和 7 年
1 月 21 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

- 有害な興行の指定（11・県民安全課）……………1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（12・地域福祉課）……………1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止（13・同）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退（14・同）……………2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（15・長寿福祉課）……………3
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（16・同）……………3
- 越前地域森林計画および若狭地域森林計画の変更（17・森づくり課）……………3
- 道路の区域の変更（18、19・道路保全課）……………4
- 道路の供用の開始（20・同）……………4
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除（21・砂防防災課）……………4
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定（22・同）……………5

公 告

- 公共測量の実施（2件・土木管理課）……………6
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………6

告 示

福井県告示第11号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年1月7日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ANORA アノーラ (原題) ANORA	ピターズ・エンド (アメリカ)
映画	籠の中の乙女[4Kレストア版] (原題) KYNODONTAS(DOGTOOTH)	彩プロ (ギリシャ)

福井県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.11.1	嶋田医院	吉田郡永平寺町山王 2 1 - 1 5 - 5
R6.10.1	みんと訪問看護ステーション	越前市府中 2 丁目2-23
R6.10.1	訪問看護ステーション スマイル・スマイル	鯖江市平井町31-11-25

福井県告示第 1 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.11.7	管理者変更	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2 - 2
R6.11.7	管理者変更	杉田玄白記念 公立小浜病院（歯科）	小浜市大手町 2 - 2
R6.11.13	管理者変更	クスリのアオキ敦賀南薬局	敦賀市若葉町 2 丁目 7 0 5 番
R6.11.7	管理者変更	クスリのアオキ木崎薬局	敦賀市木崎 2 4 号 1 3 番地 1
R6.10.7	管理者変更	スギ薬局 敦賀病院前店	敦賀市結城町 1 7 番 1 3 号
R6.10.7	管理者変更	スギ薬局 敦賀南店	敦賀市古田刈 6 9 号 3 0 6 番地
R6.11.7	管理者変更	クスリのアオキ新敦賀薬局	敦賀市呉竹町 2 丁目 5 番 6 号
R6.10.15	管理者変更	クスリのアオキ大野薬局	大野市月美町 1 0 0 2 番地
R6.10.15	管理者変更	クスリのアオキ勝山旭薬局	勝山市旭町 1 丁目 1 3 9 番
R6.11.13	管理者変更	クスリのアオキ神明薬局	鯖江市糺町第 3 0 号 5 番地 2
R6.10.7	管理者変更	スギ薬局 西鯖江店	鯖江市桜町 2 丁目 2 番 1 5 号
R6.10.7	管理者変更	クスリのアオキ三国薬局	坂井市三国町覚善第 2 号 3 1 番地 1
R6.10.7	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道 1 3 2 番地
R6.10.8	管理者変更	チェリー調剤薬局	坂井市三国町安島 3 0 - 1 - 2
R6.10.2	廃止	医療法人 恵仁会 柴田医院	あわら市二面 4 - 1 0 9
R6.11.1	廃止	嶋田医院	吉田郡永平寺町山王 2 1 - 1 5 - 5
R6.10.1	廃止	五番イマムラ薬品株式会社	大野市明倫町 1 0 - 1 7

福井県告示第 1 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R7.1.1	はせがわ歯科	越前市野岡町20-10-1

福井県告示第15号
介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。
令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870800289	コンフォガーデン木村 訪問介護事業所	福井県あわら市市姫3丁目24-8	社会福祉法人坂井福祉会	令和6年12月2日	令和6年12月1日	訪問介護
1870700687	HANA（華）テラス	福井県鯖江市三六町2-7-5	社会福祉法人育友福祉会	令和6年12月11日	令和7年1月1日	特定施設入居者生活介護
1870700695	F Aケアサポート	福井県鯖江市小黒町1丁目9-22	F Aケアサポート株式会社	令和6年12月24日	令和6年12月31日	訪問介護

福井県告示第16号
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。
令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870700687	HANA（華）テラス	鯖江市三六町2-7-5	社会福祉法人育友福祉会	令和6年12月11日	令和7年1月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

福井県告示第17号
森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により越前地域森林計画および若狭地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。
なお、当該地域森林計画変更計画書は、福井県庁ウェブサイト上への掲載により、公衆の縦覧に供する。
令和7年1月21日

福井県告示第18号

一般県道白山中居神社朝日線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和7年1月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	白山中居神社朝日線	新	大野市貝皿9字村廻り 13番8から 大野市貝皿13字水口 47番2まで	10.3 ～ 39.2	178.1
		旧	大野市貝皿9字村廻り 13番8から 大野市貝皿13字水口 47番2まで	8.7 ～ 21.2	178.1

福井県告示第19号

一般国道158号の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和7年1月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	158号	新	大野市下山9字島ノ尻 74番3地先から 大野市下山8字久保美 69番4まで	8.7 ～ 38.7	238.4

		旧	大野市下山9字島ノ尻 75番3地先から 大野市下山8字久保美 69番4まで	8.7 ～ 13.8	238.4
--	--	---	--	------------------	-------

福井県告示第20号

一般国道158号の下記区間において、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和7年1月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	158号	大野市下山59字坂宇 山39番2から 大野市下山59字坂宇 山29番まで	令和7年 1月21日

福井県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
敦賀市立石（2-I-582-5）	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敦賀市田結（2-II-8023）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市田結（2-II-8024）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市舞崎町（2-I-570）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市余座（2-II-07104）	地区	急傾斜地の崩壊	
若狭町小川（2-3-18）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-19）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-45）	地区	土石流	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項
敦賀市立石（2-I-582-5）	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敦賀市田結（2-II-8023）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市田結（2-II-8024）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市舞崎町（2-I-570）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市余座（2-II-07104）	地区	急傾斜地の崩壊	
若狭町小川（2-3-18）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-19）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-45）	地区	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月21日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
敦賀市立石（2-I-582-5）	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敦賀市田結（2-II-8023）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市田結（2-II-8024）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市舞崎町（2-I-570）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市余座（2-II-07104）	地区	急傾斜地の崩壊	
若狭町小川（2-3-18）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-19）	地区	土石流	
若狭町小川（2-3-45）	地区	土石流	
浜別所町（1-II-26500）	地区	急傾斜地の崩壊	

土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項
敦賀市立石（2-I-582-5）	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敦賀市田結（2-II-8023）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市田結（2-II-8024）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市舞崎町（2-I-570）	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市余座（2-II-07104）	地区	急傾斜地の崩壊	
浜別所町（1-II-26500）	地区	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年12月12日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和6年12月26日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県福井市、坂井市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年12月16日に国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
金沢河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図作成）
- 3 作業の期間
令和6年6月11日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市牛ノ谷地先

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、鯖江市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年1月21日
福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
 - (1) 種類
地区計画等（地区計画）
 - (2) 名称
丹南都市計画地区計画（サンドーム福井周辺地区地区計画）
- 2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

